

第 13 回 浪江町復興整備協議会特別会議 議事録

日時	令和 5 年 8 月 30 日 (水) 13 : 30 ~ 14 : 00	
場所	チェンバおおまち 3 階 A 会議室	
復興整備事業	浪江都市計画研究施設事業 1 号福島国際研究教育機構	
出席者	復興庁	福島国際研究教育機構室 参事官 中原 健一
		〃 参事官補佐 外川 喜一郎
		〃 参事官補佐 庭本 政章
		〃 主査 北川 峻一
		福島復興局 参事官 栗田 秀幸
		〃 参事官補佐 上園 一弘
		〃 主査 矢萩 貞之
	国土交通省	都市局 都市計画課 施設計画調整官 角田 陽介
	福島県	企画調整部 復興・総合計画課 主幹 宍戸 正
		〃 〃 副主査 佐藤 研太
		〃 地域振興課 課長 及川 宗朗
		〃 主任主査 船橋 絹枝
		〃 主査 山田 雅文
		〃 副主査 大越 魁
		土木部 都市計画課 副課長兼主任主査 櫻澤 一朝
		〃 主任建築技師 佐々木 康友
	〃 副主査 北川 幸祐	
	(オンライン参加)	
	相双建設事務所 企画調査課 課長 鈴木 教弘	
	浪江町	建設課 課長 宮林 薫
		〃 都市計画係 課長補佐兼係長 長沼 和也
		〃 副主査 鈴木 恵輔

○協議内容

1. 開会 (浪江町 建設課 都市計画係 副主査 鈴木)

- ・出席者紹介
- ・会議の公開・非公開についての報告：公開として報告

2. 議長あいさつ

- ・浪江町復興整備協議会規約第 9 条第 1 項により、浪江町長の指名する者として宮林 薫建設課長が議長となる。

3. 議事

(議長：浪江町 建設課長 宮林)

それでは、議事に入ります前に浪江町の現状と課題について、浪江町から説明させていただきます。

(説明者：浪江町 建設課 課長補佐兼係長 長沼)

それでは、浪江町の現状と課題について説明申し上げます。

【現状と課題について説明】

(議長：浪江町 建設課長 宮林)

ただいまの説明について、御意見・御質問はございませんか。

(出席者一同)

意見、質問無し

(議長：浪江町 建設課長 宮林)

それでは、議事に入ります。

浪江町から事業に係る復興整備計画変更(案)の概要及び都市計画の決定に関する内容について説明願います。

(説明者：浪江町 建設課 課長補佐兼係長 長沼)

それでは、浪江町復興整備計画変更(案)について御説明申し上げます。

【浪江町復興整備計画(案)の概要、構想図、総括図等について説明】

続きまして、都市計画の決定(案)について説明させていただきます。

【都市計画の決定(案)について説明】

(議長：浪江町 建設課長 宮林)

ただいまの説明について、御意見・御質問はございませんか。

(出席者一同)

意見、質問なし

(議長：浪江町 建設課長 宮林)

つづきまして、都市計画事業の承認に関する事項について、復興庁から説明願います。

(説明者：復興庁 福島国際研究教育機構室 参事官補佐 外川)

それでは、都市計画事業の承認に関する事項について御説明申し上げます。

【都市計画事業の承認に関する事項について説明】

(議長：浪江町 建設課長 宮林)

ただいまの説明について、御意見・御質問はございませんか。

(出席者一同)

意見、質問なし

(議長：浪江町 建設課長 宮林)

都市計画の決定について、県都市計画課から御意見はございませんか。

(福島県 都市計画課 副課長兼主任主査 櫻澤)

本事業に係る、浪江都市計画研究施設の決定については、令和 5 年 6 月 28 日に県都市計画課との事前協議が完了し、令和 5 年 8 月 8 日に浪江町の都市計画審議会において承認を得ております。よって、本都市計画の決定については支障ありません。

(議長：浪江町 建設課長 宮林)

ありがとうございます。続きまして、都市計画事業については国土交通大臣の同意を得ることとなっております。国土交通省都市計画課の角田様、当該都市計画研究施設事業について、同意することに御異議はございませんか。

(国土交通省 都市局 都市計画課 施設計画調整官 角田)

異議はございません。

(議長：浪江町 建設課長 宮林)

ありがとうございます。当該都市計画研究施設事業について国土交通大臣の同意をいただいたものとして。続きまして、福島復興局の栗田様、復興整備計画の変更について何かございますでしょうか。

(福島復興局 参事官 栗田)

意見はございません。

(議長：浪江町 建設課長 宮林)

ありがとうございました。以上で議事を終了いたします。

なお、本日協議しました「浪江町復興整備計画」については、後日、町HP等で公表したいと考えております。

これを持ちまして、議長の任を解かさせていただきます。円滑な審議に御協力いただきありがとうございました。

4.閉会 (浪江町 建設課 都市計画係 副主査 鈴木)

○協議結果

- ・東日本大震災復興特別区域法第 48 条第 9 項及び第 50 条第 2 項の規定に基づき復興整備計画を公表することで、都市計画の決定及び都市計画事業の承認があったものとみなされる。